

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の社会保障施策経費への充当状況

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。  
令和8年度四国中央市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

### 1. 地方消費税交付金予算額

総額	従来分	社会保障財源分
千円	千円	千円
2,089,000	983,000	1,106,000

### 2. 社会保障施策への充当状況

充当先		令和8年度予算額	財源内訳				
			特定財源		一般財源		
			国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
社会福祉費	社会福祉総務費	1,258,274	420,415	16,600	260,000	561,259	
老人福祉費	介護保険費	1,946,135	76,086	0	150,000	1,720,049	
	後期高齢者医療費	1,865,168	316,961	6,459	150,000	1,391,748	
児童福祉費	児童福祉総務費	3,129,780	1,632,889	413,642	296,000	787,249	
	保育所費	1,129,906	11,097	40,462	60,000	1,018,347	
	こども医療費	430,501	53,242	16,219	70,000	291,040	
生活保護費	扶助費	1,100,000	842,000	8,000	60,000	190,000	
保健衛生費	予防費	288,376	1,485	0	60,000	226,891	
合計		11,148,140	3,354,175	501,382	1,106,000	6,186,583	